

会 議 記 録 (1)

会議名称	第26回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成23年12月27日(火) 午後3時から午後5時10分まで
開催場所	北本市文化センター第4会議室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	協働推進課 課長 原島敏一 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 原島敏一 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「北本市協働推進条例(案)」パブリック・コメント手続の実施について (2) 市民公益活動促進施策について (3) その他 4 その他 5 閉 会
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 北本市協働推進条例(案)について(北本市公式サイト「パブリック・コメント制度」より) 3 北本市協働推進条例(案)

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会 これより、第26回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催します。</p>
事務局	<p>2 あいさつ 開会にあたりまして、市民検討委員会の河井委員長にごあいさつをお願いします。</p>
河井委員長	<p>寒い中、そして年末のお忙しい中、本年最後の市民検討委員会にお集まりいただきました。 議題にありますように、現在、北本市協働推進条例（案）のパブリック・コメント手続を実施しています。 今後、この市民検討委員会では「市民公益活動促進施策」を中心に議論を進めていきますので、来年もどうぞ引き続きよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長をお願いします。</p>
河井委員長	<p>3 議 題 (1) 「北本市協働推進条例（案）」パブリック・コメント手続の実施について 本議題について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの河井委員長のあいさつにもありましたが、現在パブリック・コメント手続を実施しています。意見募集期間は平成23年12月16日（金）から平成24年1月16日（月）までです。 市民検討委員会をはじめ、皆さんに御議論いただいた内容を大幅に変更したという部分はないと思います。前回開催した庁内検討委員会・市民検討委員会合同会議で「文章的におかしい」といった旨の指摘を受けたところを中心に、まとめ直しました。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を示して説明—</p>
河井委員長	<p>ありがとうございました。 ただいま事務局から説明がありましたが、庁内検討委員会の皆さんに御検討いただき、全体的にはいくらかスリムになったという印象です。広い議論を「専門家」にまとめていただいて、ようやくそれらしいかたちになってきました。疑問や質問等がありましたら、御発言をお願いします。 配布資料3『北本市協働推進条例（案）』（以下、『条例案』）の</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>「7 登録制度」について、登録団体が登録を取り消された場合には、取消しの理由が市公式サイト等にアップされるという理解でよろしいですか。</p> <p>各手続に関する様式については施行規則や実施要領で規定する予定ですが、その様式の中に「登録取消しの理由」を明示するための欄を設けます。</p> <p>登録取消しがあった場合には、原則、当該団体へ通知するものとします。必要に応じて、公表も考えていきたいと思えます。</p>
古賀委員	<p>自治会等、これまで実績のある団体であっても、あらためて登録したうえで協働事業を行う、ということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
河井委員長	<p>団体だけでなく「個人の市民」も登録可能ですか。</p>
事務局	<p>市民検討委員会・作業部会合同会議の意見を踏まえ、行政と協働事業を行う相手方としては、市民公益活動団体・コミュニティ活動団体・個人という、3つの主体を想定することとします。</p>
古賀委員	<p>先ほどの質問とやや重複しますが、現在活動を続けている団体であっても、あらためて登録するのですか。</p>
事務局	<p>あらためて、登録の手続を踏む必要があります。</p>
古賀委員	<p>「協働の相手方」として首長自身が自覚し再確認することには繋がるかもしれませんが、「あらためて」の登録は本当に必要でしょうか。</p>
事務局	<p>協働事業の主体となる当該団体と行政、この2者間だけでなく、他の市民に対しても一連の手続を明らかにするという意味では、あらためて「登録」し「公開」すべきです。各手続を透明化し、市民の目が届くようにしておく必要があります。</p>
河井委員長	<p>そのような透明化プロセスが十分か不十分かについては、「北本市協働推進審議会」の審議事項となるでしょう。</p>
古賀委員	<p>質問というか感想ですが、行政職員の人事異動については今後も悩みどころとなるのではないのでしょうか。人事異動のたびに各部署、各職員とあらためて話合うのは大変ですが、やはりまあ、その都度話合っていかなければならないのだろうなとは思っています。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>この条例で規定する協働事業については、行政職員の人事異動や市民団体の状況が変動した場合であっても協定書に立ち返りながら着実に前進する仕組みとなるよう、制度構築していきたいと思えます。</p>
河井委員長	<p>(2) 市民公益活動促進施策について 参画と協働について一定のかたちの案がまとまったということで、今度は「市民公益活動促進施策」の検討に入りたいと思えます。これまでも作業部会と意見交換をしたり市内の市民公益活動団体にアンケートをとったりしながら議論を重ねてきましたが、本日の検討作業について、事務局側の案はありますか。</p>
事務局	<p>市民公益活動促進施策、すなわち、市民が単独で行う事業に市がお手伝いできることはどのような内容か、を市民の目線で考えていきます。</p> <p>次回は作業部会との合同会議を予定していますので、本日の市民検討委員会では、「市民として」市に期待することを数多く列挙する作業を行うことを提案します。ワークショップの形式でたくさんの項目を書き出していただき、次回以降に集約する、という段取りでいかがでしょうか。</p>
河井委員長	<p>事務局から、「ワークショップ」の形式で、「市民として」市に期待すること等を書き出す作業が提案されました。皆さんいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会 一同 了解—</p>
河井委員長	<p>それでは、作業に移ります。 作業の進行につきましては、事務局にお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋・長谷川 作業内容を説明—</p> <p>【作業の進め方】 (1) 市民公益活動を活性化させるために市にして欲しいこと ア 付箋紙を使い、「～を…して欲しい」というように、思いつくままにできるだけ具体的に記入する。「こんなことは所詮無理だ」といった先入観は捨て、たくさんのアイデアを記入する（委員1名につき、7分間で10個以上） イ 休憩後、さらに頭を振り絞ってアイデアを記入する（委員1名につき、5分間で5個以上） ウ 記入した付箋紙を全員分、黒板に広げた白模造紙に貼る</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>エ 事務局と一緒に各アイデアをヒト／モノ／カネ／情報の観点で分類しながら、関連して他に思いつくことがあれば付箋紙を貼り足していく（30分間）</p> <p>(2) 市民公益活動を活性化させるために市にして欲しくないこと（(1)と同様に進める）</p> <p style="text-align: center;">－ワークショップ－</p> <p>ありがとうございました。時間を超過してしまったので、ここで終了とします。</p> <p>事務局は、今回の市民検討委員会で出されたアイデアをまとめ、次回の市民検討委員会・作業部会合同会議に提出してください。作業部会の意見を聞きながら、市民公益活動促進施策の案を提案していきたいと思います。</p>
事務局	<p>皆さんから頂いたアイデアを一覧にし、作業部会とともに一つずつ検討していきます。その際、誤解が生じるといけませんので、記入・貼付していただいた付箋紙と模造紙の実物も、併せてお持ちします。</p> <p style="text-align: center;">－市民検討委員会 一同 了解－</p> <p>(3) その他</p> <p style="text-align: center;">－特になし－</p> <p>4 その他 第27回市民検討委員会・第21回作業部会合同会議は平成24年1月31日（火）午後2時から午後4時まで文化センター第3研修室で開催予定</p>
加藤副委員長	<p>5 閉 会 それでは、これをもちまして第26回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了します。</p>